

# ○運転適性検査に関する訓令

平成6年5月10日  
本部訓令第12号

〔沿革〕 平成8年8月本部訓令第12号 平成14年5月本部訓令第9号  
平成21年5月本部訓令第7号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 適性検査所の設置等（第3条—第5条）
- 第3章 適性検査（第6条—第11条）
- 第4章 臨時適性検査（第12条—第15条）
- 第5章 適性相談（第16条—第19条）
- 第6章 その他（第20条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この訓令は、身体的障害又は精神的障害等の理由により自動車等の運転に危険性があると認められる者を早期に発見し、必要な措置をとるとともに運転者からの運転適性相談及び適性検査に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- (2) 公安委員会 山梨県公安委員会をいう。
- (3) 本部長 山梨県警察本部長をいう。
- (4) 免許課長 山梨県警察本部交通部運転免許課長をいう。
- (5) 署長等 山梨県警察本部の交通部各所属長及び警察署長をいう。
- (6) 適性検査所 山梨県運転適性検査所をいう。
- (7) 免許課 山梨県警察本部交通部運転免許課をいう。
- (8) 自動車等 法第2条に定める自動車及び原動機付自転車をいう。

- (9) 専門の医師 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3第2項に定める医師をいう。

## 第2章 適性検査所の設置等

（設置）

第3条 山梨県道路交通法施行細則（昭和35年山梨県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第13条第2項に規定する適性検査所は、免許課に置く。

（職員）

第4条 適性検査所に所要の職員を置く。

（業務内容）

第5条 適性検査所においては、次の業務を行う。

- (1) 運転者の適性検査に関すること。
- (2) 運転者の臨時適性検査に関すること。
- (3) 運転者の適性相談に関すること。
- (4) 適性検査の結果に基づく指導に関すること。

## 第3章 適性検査

（適性検査の対象者）

第6条 適性検査は、次に掲げる者について行う。

- (1) 適性検査の申請があった者（免許試験を受けようとする者を含む。）
- (2) 安全運転管理者、運行管理者等から適性検査の申請があった者

（適性検査の種目）

第7条 適性検査は、次に掲げる種目の一部又は全部について行う。

- (1) 身体的（生理機能）適性検査
- (2) 精神医学的適性検査
- (3) 心理的適性検査

（適性検査の実施方法）

第8条 適性検査は次により行う。

- (1) ペーパーテストは、科警研編運転適性検査73-1若しくは73-2又はこれと同等以上のものを使用して行う。
- (2) 機器検査は、模擬運転装置及び運転適性検査器を使用して行う。
- (3) 視力検査は、万国式試視力表、三桿法の奥行知覚検査器、自動制御式視野計、夜間視力検査器、

動体視力検査器等を使用して行う。

(4) 聴力検査は、10メートルの距離で警音器を鳴らし聴取能力の測定を行う。

(適性検査の実施者)

第9条 第7条及び第8条の検査は、免許課長が実施し、必要と認めるときは、専門の医師の検査を受けるよう指導するものとする。

(適性検査の手続)

第10条 免許課長は、第8条第1号又は第2号の適性検査について依頼があったときは、次により受理し、本部長に報告するものとする。

(1) 第6条第1号に掲げる者については、適性検査申請書（別記様式第1号）

(2) 第6条第2号に掲げる者については、適性検査申請書及び適性検査依頼書（別記様式第2号）

2 運転適性検査に係る手数料は、山梨県運転適性検査手数料条例（昭和45年山梨県条例第42号）によるものとする。

3 適性検査の対象者には、口頭、電話その他の方法によって、検査日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

(適性検査結果の措置)

第11条 第6条に掲げる者の適性検査の結果については、運転適性検査書（別記様式第3号）又は機器検査の結果が記載された票により、個々の運転者に通知し、安全運転に関する必要な指導を行うものとする。

#### 第4章 臨時適性検査

(臨時適性検査の対象者)

第12条 臨時適性検査は、次に掲げる者について行う。

(1) 法第102条第1項から第4項まで又は第107条の4第1項の規定により検査を必要とする者

(2) 法第90条、第103条、第106条の2又は第107条の5の規定による行政処分的前提として事実認定のため検査を必要とする者

(3) 次に掲げる場合において、法第102条第5項の規定による危険防止等のため検査が必要と認められる者

ア 運転免許を受けた者から適性検査を受けたい旨の申出があった場合において、その申出に理由があると認められるとき。

イ 運転免許を受けた者が交通違反をし、又は交通事故を起こした場合において、自動車等の運

転について必要な適性を備えていないおそれがあると認められるとき。

(臨時適性検査の実施者)

第13条 臨時適性検査は、次により免許課長が行う。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる者に対する検査は、臨時適性検査嘱託書(別記様式第4号)により専門の医師に委嘱するとともに、対象者に細則第13条第1項に規定する臨時適性検査通知書、適性検査受検命令書又は診断書提出命令書により通知して行い、検査結果については、臨時適性検査書(別記様式第5号)により回答を求めるものとする。
- (2) 前条第3号に掲げる者に対する検査は免許課長が実施し、必要と認めるときは、前号の定めるところにより、専門の医師に検査を委嘱し、検査結果の回答を求めることができる。

(臨時適性検査の手続)

第14条 署長等は、第12条第1号、第2号又は第3号イに掲げる者を発見したときは、速やかに臨時適性検査の該当者発見報告書(別記様式第6号)に、必要な疎明資料(実況見分調書、報告書、供述調書、送致書、診断書等)を添えて、公安委員会に報告するものとする。

2 署長等は、第12条第3号アに掲げる者から申出を受けたときは、臨時適性検査依頼書(別記様式第7号)により受理し、臨時適性検査の該当者発見報告書に添付し、公安委員会に報告するものとする。

(臨時適性検査結果の措置)

第15条 第12条に掲げる者の臨時適性検査結果については、法第90条、第91条、第103条、第106条の2、第107条の4第3項又は第107条の5の規定により必要な措置を講ずるものとする。

## 第5章 適性相談

(適性相談の対象者)

第16条 適性相談は、次に掲げる者からの相談に応ずるものとする。

- (1) 自動車等の運転免許保有者
- (2) 自動車等の運転免許試験(仮運転免許試験を含む。)を受けようとする者

(適性相談の実施者)

第17条 適性相談は、免許課長が指定する職員が行うものとする。

(適性相談の手続)

第18条 適性相談の手続は、別に定めるところにより行うものとする。

(適性相談結果の措置)

第19条 適性相談を実施した結果、適性検査又は臨時適性検査を必要とすると認めるときは、第3章又は第4章に定めるところにより措置するものとする。

## 第6章 その他

(秘密の保持)

第20条 適性検査、臨時適性検査及び適性相談に関して知り得た秘密は、みだりに他人に漏らしてはならない。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年8月23日本部訓令第12号)

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日本部訓令第9号)

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月28日本部訓令第7号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第10条関係）

年 月 日																			
山梨県警察本部長 殿																			
住所 氏名 生年月日 年 月 日生（ 歳） 電話番号 職業																			
適 性 検 査 申 請 書																			
次のとおり適性検査を実施されたく申請します。																			
免許の 種類	第一 種 免 許																		
	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	原 付	小 特	け 引	第 二 種 免 許	大 型	中 型	普 通	大 特	け 引	仮 免 許	大 型	中 型	普 通
免許の条件																			
交付年月日		年 月 日 公安委員会交付 第 号																	
検査の目的																			
検査種目		1 ペーパーテスト 2 機器テスト（運転適性検査器） 3 模擬運転テスト（シミュレーター）																	
検査実施日																			
検査場所																			
手数料 貼 付 欄																			

備考 申請者は、太線枠内のみ記入すること。

別記様式第2号（第10条関係）

年 月 日					
山梨県警察本部長 殿					
所在地 名称 業種 代表者氏名 (電話)					
印					
適性検査依頼書					
次のとおり適性検査を依頼します。					
検査目的					
検査種目 及び人員	ペーパーテスト	名			
	機器テスト (運転適性検査器)	名			
	模擬運転テスト	名			
検査希望年月日	午前 年 月 日 午後 時				
検査希望場所					
番号	住所	氏名 生年月日	交付年月日 交付公安委員会	免許証番号 免許の種別	備考
No.					
No.					
No.					
*措置		検査年月日 検査種目			

別記様式第3号（第11条関係）

免処第                    号 年    月    日																				
殿																				
山梨県警察本部長																				
運 転 適 性 検 査 書																				
年    月    日申請のあった運転適性について検査した結果は、次のとおりです。																				
被 検 査 者	住 所																			
	氏 名																			
	生年月日		年    月    日生（    歳）																	
職 業 等																				
免 許 の 種 類	第 一 種 免 許	大	中	普	大	大	普	原	小	け	第 二 種 免 許	大	中	普	大	け	仮 免 許	大	中	普
		型	型	通	特	自二	自二	付	特	引		型	型	通	特	引		型	型	通
免許の条件																				
交付年月日		年    月    日                    公安委員会交付 第                    号																		
検査年月日																				
検査の方法																				
検査の結果 及び考察																				
検 査 官																				



殿

山梨県公安委員会

臨時適性検査嘱託書

被 検 査 者	本 籍	
	住 所	
	氏名、生年 月日、職業	年 月 日生（ 歳）男・女 職業：

上記の者に対する次の事項の運転適性検査を委託します。

検査委託事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病名</li> <li>・ 所見（現病歴・現在症・重症度など）</li> <li>・ 現時点での病状（運動能力及び改善の見込み）及び現時点での病状を踏まえた今後の見通し</li> </ul>
参 考 事 項	
備 考	
被検査者の出頭	年 月 日 午前・午後 時 分
日時及び場所	

別記様式第5号（第13条関係）

臨時適性検査書

住所

氏名

男・女

生年月日

年

月

日生

（ 歳）

年 月 日付け、梨公委（免処）発第 号をもって山梨県公安委員会から嘱託された上記の

者の検査の結果は、次のとおりです。

1 医学的判断

病名

所見（現病歴、現在症、重症度など）

2 現時点での病状、及び現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

別記様式第6号（第14条関係）

第 年 月 号 日 山梨県公安委員会 殿 警察署(課・隊)長 臨時適性検査の該当者発見報告書																				
被検査者	住 所																			
	氏 名		年 月 日生 ( 歳)																	
	職 業 等																			
免許の種類	第一種免許	大	中	普	大	大	普	原	小	け	第二種免許	大	中	普	大	け	仮免許	大	中	普
		型	型	通	特	自二	自二	付	特	引		型	型	通	特	引		型	型	通
免許の条件																				
交付年月日		年 月 日 公安委員会交付 第 号																		
端 緒	1 特異な事故・違反 2 特異な言動・動作 (1) 事故・違反に関して (2) 免許手続に関して (3) 行政処分手続に関して (4) その他 ( ) 3 家族・医師・指定教習所・運行管理者・( )からの通報 4 その他 ( )																			
	主 観 察 項 目	1 話がまとまらない (支離滅裂)				2 空耳 (幻聴) がある				3 幻覚・妄想がある										
		4 小さなことで怒り出す				5 元気なく、憂鬱そう				6 自殺を口にする										
		7 頭部、顔面、四肢にかなりな傷痕、火傷				8 ときどき意識を失う				9 ときどき全身のひきつけをおこす										
10 自分の生年月日を言えない				11 簡単な数字等が書けない				12 簡単な計算ができない												
13 首、手指等が細かに震える				14 酒びたりの生活				15 上腕等に注射痕があり変色、硬化												
16 日中、頻繁に眠気を催す				17 ペースメーカー等が植え込まれている				18 その他 ( )												
観察者	係					階級					氏名					警電				
臨時適性検査を必要とする理由																				
担当医師		所在地				病院				電話				医師						

備考

- 1 免許の種類欄は、該当免種に ✓ を付けること。
- 2 太線内は、要検査者が該当すると思われる項目の番号を○で囲み、18については、具体的に記すこと。
- 3 担当医師欄は、要検査者が現在病院に通院又は入院中の場合のほか、過去に通院又は入院歴がある場合も記載すること。

別記様式第7号（第14条関係）

年 月 日																				
山梨県公安委員会 殿																				
(氏名) 印																				
臨時適性検査依頼書																				
次のとおり、道路交通法第102条第5項に規定する臨時適性検査を依頼します。																				
検査依頼者	本 籍		都道 市 町			府県 郡 村			番地											
	住 所		市 町			郡 村			番地 方											
	氏 名		年 月 日生 ( 歳)																	
生年月日		電話番号																		
連絡先		勤務先																		
職業等		勤務先																		
免許の種類	第一種免許	大	中	普	大	大	普	原	小	け	第二種免許	大	中	普	大	け	仮免許	大	中	普
		型	型	通	特	自二	自二	付	特	引		型	型	通	特	引		型	型	普通
免許の条件																				
交付年月日		年 月 日			公安委員会交付 第														号	
検査を依頼する理由																				